

仕 様 書

吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務

I 仕様書

(頁) 2 ～ 12

徳島県企業局

業 務 仕 様 書（令和 8 年 7 月 1 日以降適用）

業務名：吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務

（適用の範囲及び仕様書の遵守）

第 1 条 本仕様書は、「吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

なお、本業務は泥土処理設備の運転管理において、適正かつ安定的に脱水ケーキを製作することが主目的であり、設備を構成する各機器の点検、諸測定及び調整を行い、設備の機能を常に最良の状態に維持し、障害発生を未然に防止しなければならない。また、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上当然必要となる業務は、これを実施するものとする。

（共通仕様書の適用）

第 2 条 本業務仕様書に記載なき事項については、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 令和 8 年 7 月」、「徳島県設計業務共通仕様書 令和 8 年 7 月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 令和 8 年 7 月」に基づき実施しなければならない。

なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。ただし、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

第 3 条 当初業務委託料（税込み）が 1 0 0 万円を超え 5 0 0 万円未満及び、変更契約で業務委託料が 1 0 0 万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が 1 0 0 万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

第 4 条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（オンライン電子納品）

第 5 条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

業 務 仕 様 書 (令和 8 年 7 月 1 日以降適用)

業務名：吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

(委託業務箇所)

第 6 条 委託業務箇所は、次のとおりとする。

- (1) 板野郡松茂町長岸 吉野川北岸工業用水道 浄水場

(対象機器)

第 7 条 本業務における点検対象機器の内容は、次のとおりとする。

- (1) 吉野川北岸工業用水道浄水場泥土処理施設

ア 泥土処理棟 (監視室他)	1 式
イ 沈殿池掻寄機 (クラリファイヤ)	4 台
ウ 沈殿池排泥弁	3 2 個
エ 泥土池及び泥土池ポンプ	1 式
オ 泥土濃縮槽 (シックナ) 及び濃縮槽引き抜きポンプ	1 式
カ 脱水機設備	1 式
キ ケーキホッパ	2 台
ク 上記に付帯する設備等	1 式

(業務内容)

第 8 条 本業務は、吉野川北岸工業用水道浄水場における泥土の適正な脱水処理を目的とし、その業務範囲は泥土処理にかかる各機器の運転及び保守管理であり、その内容は次のとおりとする。

- (1) 脱水ケーキの適正な含水率及び厚みの確認・調整
- (2) 沈殿池掻寄機からケーキホッパまでの各機器の運転・保守管理
- (3) 運転・点検記録の作成
- (4) ケーキ譲渡・搬出量の確認他

なお、業務の着手及び完了の時点において、発注者及び受注者双方が設備の引き渡しに立ち会うこと。また、受注者は設備等の使用に当たり火元責任者及び保安責任者を定め、使用設備における火気の取り扱い及び施錠等についてその責任に任ずるものとする。

(緊急点検)

第 9 条 履行工期限内に故障が発生した場合は、監督員の要請に速やかに対応し、故障部位についての点検あるいは現地での復旧・修理作業を実施すること。

なお、費用については、その都度協議するものとする。

(諸法令の遵守)

第 10 条 受注者は、本業務の履行に当たり、次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 水質汚濁防止法
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (4) 電気設備技術基準
- (5) 徳島県企業局電気工作物保安規程
- (6) その他関係法令等

(規格)

第 11 条 本業務の点検、測定に当たっては、次の各号に掲げる規格を適用するものとする。た

業 務 仕 様 書 (令和8年7月1日以降適用)

業務名：吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務

だし、監督員が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 日本産業規格 (J I S)
- (2) 電気学会電気規格調査会標準規格 (J E C)
- (3) 日本電機工業会規格 (J E M)
- (4) その他関係規格、基準等

(提出図書)

第12条 受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】(以下「ガイドライン」という。))」を準用し、各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)しなければならない。

なお、ガイドライン中の「工事」は「業務」に、「特記仕様書・現場説明書」は「業務仕様書」に、「しゅん工」は「完了」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 ガイドラインで特に記載がない項目については、監督員と協議の上提出するものとする。
- 3 受注者は、都合により電子納品できないときは、監督員と協議の上全ての書類を紙納品することができる。
- 4 受注者は、1項に定める電子成果品(正・副各1部)のほか、次に掲げる図書を電子データ及び紙媒体により指定期日までに提出しなければならない。

(1) 業務計画書	契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に	2部
ア 業務概要		
イ 業務工程		
ウ 業務組織計画		
エ 連絡体制(緊急時含む)		
オ 使用する主な機器		
カ 作業方法		
キ その他		
(2) 業務成果報告書	業務完了検査請求日まで	2部
(3) 脱水機運転・点検記録	〃	2部
(4) 業務写真	〃	2部
(5) 監督員が指示する図書		必要部数

(泥土処理設備運転詳細)

第13条 泥土処理設備の運転は、泥土掻き寄せ(沈殿池掻寄機運転)から車両への積込操作(ケーキホップ運転)まで、それらに伴う作業とする。(第3図「泥土処理フロー図」参照)

- 2 受注者は、設備の正常な運転継続を図るため、常時十分な監視と点検を行い、故障の発生を未然に防止するよう努めること。点検結果については、別紙泥-2 泥土処理設備点検日誌などの監督員が指示する書類に記入すること。
- 3 受注者は、軽微な故障や消耗品の交換、補修(ろ布、ベルト交換等)については、速やかに必要な措置を講じること。
- 4 受注者は、重大な事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講じるとともに、監督員に連絡し、協議又は指示を受けること。
- 5 ケーキの含水率は50%以下、厚み8mm以上を目標とし、常に脱水処理の効率向上に努めること。
- 6 受注者は、ケーキの譲渡・搬出に際し、発注者が指示する者の車両へ積込操作を行うものとする。車両1台当たりの積込量は、原則として、その車両積載量の9割以上とする。また、それらの関係者と密に連絡を取り、ケーキ譲渡・搬出及び泥土処理業務に支障をきたすことの無いように努めなければならない。
- 7 ケーキ譲渡・搬出の停滞等により、泥土処理継続がし難い状況となった場合は、発注者と協議する。
- 8 泥土池ポンプの運転に当たっては、適時ストレーナ清掃を実施すること。
- 9 受注者は、常に設備の清掃と整理整頓に努めること。

業 務 仕 様 書 (令和8年7月1日以降適用)

業務名：吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務

- 10 受注者は、同時期に実施する沈殿池清掃業務の施工業者と共同歩調を取って、互いに業務が円滑に遂行できるように努めること。

(濃縮泥土濃度測定)

第14条 濃縮泥土濃度測定は、原則として脱水機運転日毎に行うものとし、次の要領に基づき実施するものとする。

- (1) サンプルを給泥層下のバルブから採取し、水分計により、濃度の測定を行う。
- (2) 必要に応じて、測定回数の追加を指示する場合がある。
- (3) 測定に要する器具については、無償で貸与する。
- (4) 測定結果については、別紙泥-1 脱水機運転日誌などの監督員が指示する書類に記入すること。

(脱水ケーキ状態測定)

第15条 脱水ケーキ状態測定は、原則として脱水機運転日毎に行うものとし、次の要領に基づき実施するものとする。

- (1) 「開板」工程後、脱水ケーキをベルトコンベアから適量採取し、ノギスにより厚さ(mm)を測定する。その後、それを水分計によりケーキサンプル含水率(*%, %)の測定を行う。
- (2) 必要に応じて、測定回数の追加を指示する場合がある。
- (3) 測定に要する器具については、無償で貸与する。
- (4) 測定結果については、別紙泥-1 脱水機運転日誌などの監督員が指示する書類に記入すること。

(ケーキ発生量)

第16条 脱水ケーキ発生量は、業務実施期間内で乾燥重量164tと想定するが、次の数量を基に精算を行うものとする。想定数量は、過去実績に基づいた数値であり委託期間内の出来高を保証するものではない。

- 2 業務期間内の合計数量(t)は、1日当たり算出重量(t)の合計とする。
- 3 前項1日当たりの算出重量(t)は、次式により算出し、少数点以下第2位を四捨五入する。

$$A \times 61.5 \times 0.001 \times (1 - B) \div (1.2B + 1) \times 2.2 \times \text{脱水機運転回数}$$

A：ケーキサンプル厚さmm

B：含水率/100

(ケーキ譲渡・搬出先)

第17条 ケーキ譲渡・搬出先は、発注者が指示する。また、ケーキ譲渡・搬出に当たり、別紙泥-3 浄水場発生土取引伝票などの監督員が指示する書類へ記入を行うこと。

(管理技術者)

第18条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、管理技術者通知書を契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出しなければならない。また、管理技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に管理技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、管理技術者の能力と経験を証明できるもの（業務経歴書等）を提出しなければならない。
- 3 受注者は、管理技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提示しなければならない。
- 4 受注者は、原則として、現場での業務に際して管理技術者を常駐させて作業を行わなければならない。

業 務 仕 様 書 (令和 8 年 7 月 1 日以降適用)

業務名：吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務

- 5 管理技術者は、本業務の管理及び統括を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者である。
- 6 管理技術者は、本業務の履行に当たり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。
- 7 管理技術者は、監督員が指示する関連のある他業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、本業務を実施しなければならない。

(その他)

- 第 19 条 受注者は、本業務の工程表作成に際し監督員と協議の上決定するものとする。
- 2 受注者は、本業務の実施に際し、監督員の立会あるいは了解のもと作業を行わなければならない。
 - 3 本業務に必要な点検器具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備しなければならない。
 - 4 本業務の履行に当たり、軽微な修理部品については受注者の負担とする。
 - 5 本業務は、受注者の責任において発注者の業務に支障のないよう行わなければならない。
 - 6 本業務に起因する故障が発生した場合は、受注者の責任と費用負担によって復旧処理しなければならない。
 - 7 本業務実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は、全て受注者の責任により補償しなければならない。
 - 8 本業務により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議するものとする。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修するものとする。
 - 9 撤去品については、監督員が指示する場所に集めておくものとする。

(業務の完了)

- 第 20 条 業務終了後、発注者の行う業務完了検査の合格をもって本業務の完了とする。

主任監督員	現場監督員

脱 水 機 運 転 日 誌

令和 年 月

運 転 日 時		運転回数(回)		ケーキホッパレベル(t)			濃縮泥土引抜量(m ³)			工程時間(分)			発生ケーキ			ケーキ	搬出	運 転 者	備 考
開始時刻 ~ 終了時刻		開 始→終 了	本日計	No . 1 開始→終了	No . 2 開始→終了	本日計	開 始→終 了	本日計	引抜濃 度(%)	圧入	圧搾	1 工程	厚み (mm)	含水率 (%)	日乾燥重量 算出値(t)	搬出 (t)	車数 (台)		
1	: ~ :	-		-	-		-												
2	: ~ :	-		-	-		-												
3	: ~ :	-		-	-		-												
4	: ~ :	-		-	-		-												
5	: ~ :	-		-	-		-												
6	: ~ :	-		-	-		-												
7	: ~ :	-		-	-		-												
8	: ~ :	-		-	-		-												
9	: ~ :	-		-	-		-												
10	: ~ :	-		-	-		-												
11	: ~ :	-		-	-		-												
12	: ~ :	-		-	-		-												
13	: ~ :	-		-	-		-												
14	: ~ :	-		-	-		-												
15	: ~ :	-		-	-		-												
16	: ~ :	-		-	-		-												
17	: ~ :	-		-	-		-												
18	: ~ :	-		-	-		-												
19	: ~ :	-		-	-		-												
20	: ~ :	-		-	-		-												
21	: ~ :	-		-	-		-												
22	: ~ :	-		-	-		-												
23	: ~ :	-		-	-		-												
24	: ~ :	-		-	-		-												
25	: ~ :	-		-	-		-												
26	: ~ :	-		-	-		-												
27	: ~ :	-		-	-		-												
28	: ~ :	-		-	-		-												
29	: ~ :	-		-	-		-												
30	: ~ :	-		-	-		-												
31	: ~ :	-		-	-		-												
合 計		運転日数	日	発生量計		t	m ³								t	t			

機種	点検対象	点検内容	記録	機種	点検対象	点検内容	記録
監視操作盤	全 般	作動状態		No.1 ^ハ ルトコン ^ハ ア	全 般	作動状態	
コントロール弁	全 般	作動状態			ベ ル ト	蛇行有無	
主変圧器	全 般	作動状態			受 け 皿	ケーキ堆積	
加圧脱水機	全 般	作動状態		No.2 ^ハ ルトコン ^ハ ア	全 般	作動状態	
	機 側 操 作 盤	作動状態		ベ ル ト	蛇行有無		
	ろ 布	吊り具合		No.3 ^ハ ルトコン ^ハ ア	全 般	作動状態	
	ろ液状態	濁り具合			ベ ル ト	蛇行有無	
	シリコン -	漏 油		ケーキホッパ	全 般	作動状態	
	ホ ー ス	損 傷・漏 水		ゲ ー ト	作動状態		
洗 浄 水 ト ラ フ	ケーキ堆積		所内排水槽	全 般	堆積状況		
電磁弁箱	全 般	作動状態		ポ ン プ	作動状態		
油圧ユニット	全 般	油 面		雑用水槽	使用号機	No.	
	使用号機	No.		全 般	堆積状況		
	全 般	作動状態		ポ ン プ	作動状態		
給泥槽	全 般	油 量		濃縮泥土引抜ホ ^ン フ	使用号機	No.	
	全 般	作動状態		全 般	作動状態		
	油 量	l		全 般	作動状態		
給水槽	全 般	漏 液		濃縮槽	全 般	作動状態	
	液 位 計	洗 浄 (月 1 回)			ス ト レ ー ナ	清 掃	
	攪 拌 機	作動状態			泥 レ ベ ル	段	
給水槽	全 般	漏 水		No.1クワリファイヤ	全 般	作動状態	
	全 容	油 面		機 側 操 作 盤	作動状態		
	量	m		ワ イ ヤ	巻取状態		
ブロー用空気槽	全 般	漏 気 等		No.2クワリファイヤ	全 般	作動状態	
	ド レ ン	作動確認		機 側 操 作 盤	作動状態		
	圧 力	MPa		ワ イ ヤ	巻取状態		
計装用空気圧縮機	全 般	作動状態		No.3クワリファイヤ	全 般	作動状態	
計装用除湿器	全 般	作動確認		機 側 操 作 盤	作動状態		
泥土圧入ポンプ	全 般	作動状態		ワ イ ヤ	巻取状態		
	使用号機	No.		No.4クワリファイヤ	全 般	作動状態	
	全 般	作動状態		機 側 操 作 盤	作動状態		
給水ユニット	全 般	漏 水		ワ イ ヤ	巻取状態		
	メカニカル	作動状態		1 号沈殿池排泥弁	空 気 圧 縮 機	作動状態	
	運転時間	漏 水			バルブ類	作動状態	
No.1(h)	No.1(h)		配 管 類		漏 気 等		
圧力水ポンプ	全 般	No.2(h)		2 号沈殿池排泥弁	空 気 圧 縮 機	作動状態	
	使用号機	No.			バルブ類	作動状態	
	全 般	作動状態			配 管 類	漏 気 等	
ブロー用空気圧縮機	全 般	作動状態		泥土池	全 般	周辺状況	
	吐出温度	漏 水		機 側 操 作 盤	作動状態		
	吐出圧	MPa		水 位 計	m		
ろ布洗浄水ホ ^ン フ	全 般	作動状態		泥土池ポンプ	全 般	作動状態	
	運転時間	No.1(h)		○：良好 ×：不良 ：処置して良 ：毎月末に運転号機を切替 備 考	ス ト レ ー ナ	清 掃	
	油 面	No.2(h)					
	オイルクリーナ	負 荷 時 測 定					
	テストロイヤ	作動状態					
		作動状態					
真空ポンプ	使用号機	No.					
ろ布洗浄水ホ ^ン フ	全 般	作動状態					
	吸 気 圧	MPa					
	使用号機	No.					
ろ布洗浄水ホ ^ン フ	全 般	作動状態					
	全 般	作動状態					
	ケ ラ ント	漏 水					
ろ布洗浄水ホ ^ン フ	全 般	作動状態					
	全 般	作動状態					
	ケ ラ ント	漏 水					
ろ布洗浄水ホ ^ン フ	全 般	作動状態					
	全 般	作動状態					
	ケ ラ ント	漏 水					
ろ布洗浄水ホ ^ン フ	全 般	作動状態					
	全 般	作動状態					
	ケ ラ ント	漏 水					
ろ布洗浄水ホ ^ン フ	全 般	作動状態					
	全 般	作動状態					
	ケ ラ ント	漏 水					
ろ布洗浄水ホ ^ン フ	全 般	作動状態					
	全 般	作動状態					
	ケ ラ ント	漏 水					
ろ布洗浄水ホ ^ン フ	全 般	作動状態					
	全 般	作動状態					
	ケ ラ ント	漏 水					
ろ布洗浄水ホ ^ン フ	全 般	作動状態					
	全 般	作動状態					
	ケ ラ ント	漏 水					
ろ布洗浄水ホ ^ン フ	全 般	作動状態					
	全 般	作動状態					

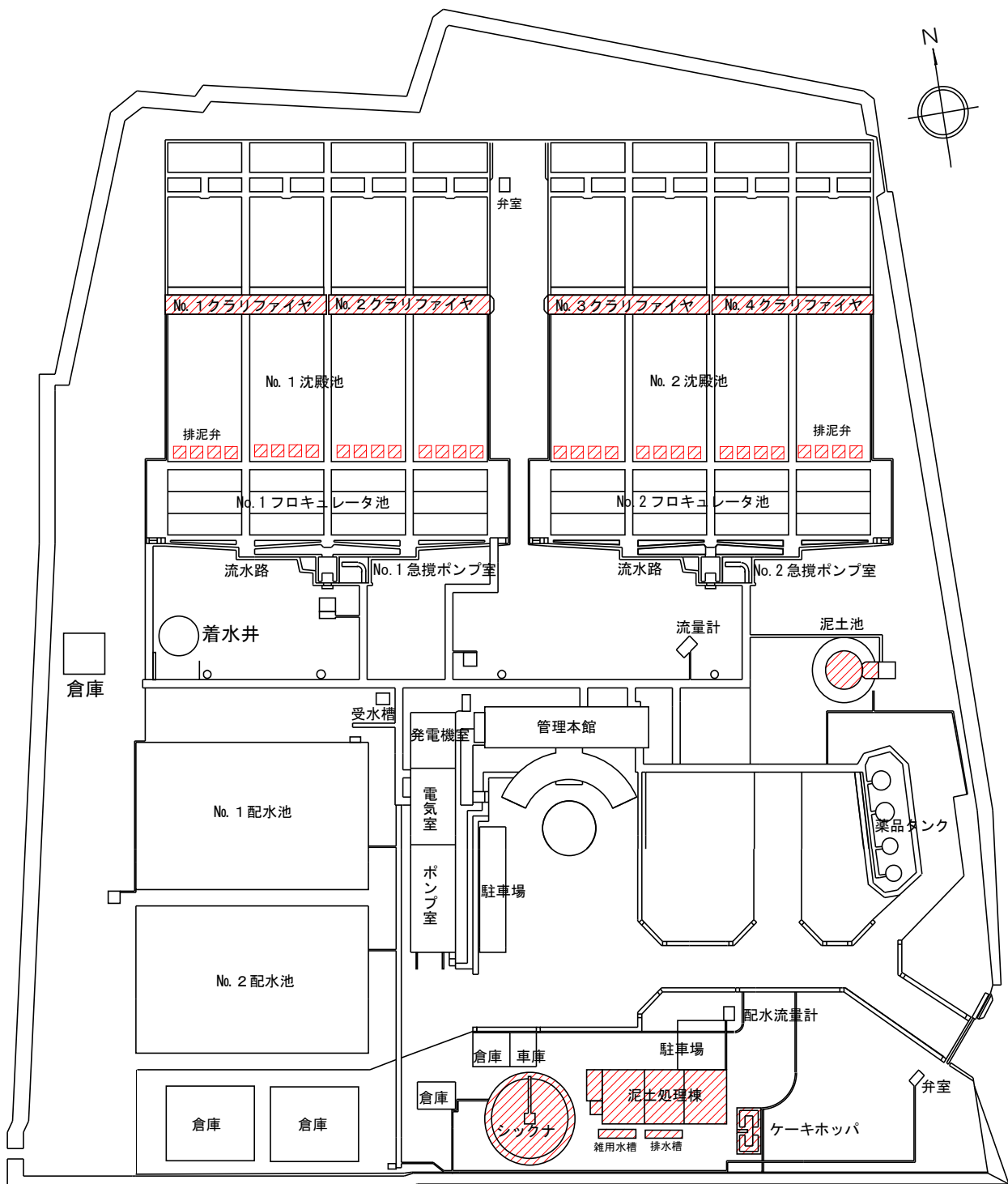
浄水場発生土取引伝票

譲渡先	企業局	譲渡先 徳島市新蔵町1丁目86 徳島県企業局 総合管理推進センター TEL:088-654-7104 (工業用水担当)
取 引 No.		備 考
年 月 日	令和 年 月 日	
譲 渡 量	トン車： 車	
月 累 計	車	

※取引No. は年間を通じた取引回数を示す。

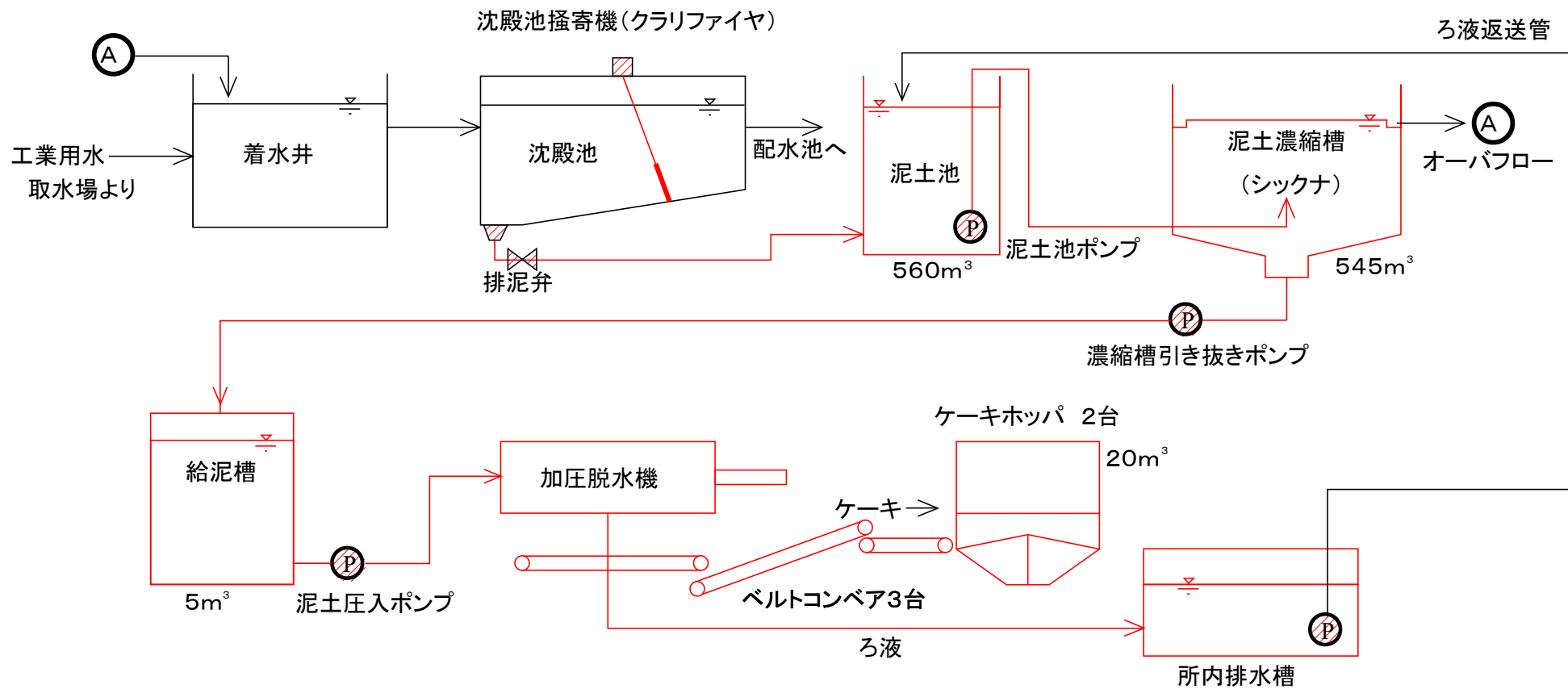


出典:国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図 電子地形図 25000(国土地理院) を加工して作成



 業務範囲

委託業務年度	令和8年度
委託業務名	吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務
図面番号	第2号
図面名	浄水場平面図
事業者名	徳島県企業局 総合管理推進センター



委託業務年度	令和8年度
委託業務名	吉野川北岸工業用水道 泥土処理業務
図面番号	第3号
図面名	泥土処理フロー図
事業者名	徳島県企業局 総合管理推進センター